

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
提案説明書

〔御堂筋完成 90 周年記念事業運営連携支援等業務委託〕

「御堂筋完成 90 周年記念事業運営連携支援等業務委託」に関する提案説明書

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

御堂筋完成 90 周年記念事業運営連携支援等業務委託

2) 業務目的

御堂筋では、“車中心から人中心のみちへ”をコンセプトに、段階的に「人中心～フルモール化(全面歩行者空間化)」をめざし、御堂筋完成 80 周年を契機として、2019 年 3 月に「御堂筋将来ビジョン」を策定し、将来ビジョン実現に向けたファーストステップとして、御堂筋の側道歩行者空間化の整備を進めている。

将来ビジョン策定後、歩行者空間を拡げてまちの賑わいを創出し、そこで収益性を確保することで、高質な道路空間の維持及びまちの活性化に繋げていくことが重要であるが、単に賑わいを創出しただけでは、一時的なもので収益性に乏しく、このサイクルを回すことができない。

このため、海外の好事例を参考に、御堂筋全体のブランド価値を高め、より大きな収益性を確保することで、全体のサイクルが回るようにしていく必要がある。

2025 年度においては、大阪・関西万博の大阪ウィークに合わせ、御堂筋において「みちの未来体験 EXPO」(以下「2025 年度事業」という。)と題し、御堂筋らしいコンテンツを取り入れながら、春、夏、秋でそれぞれテーマを定め、明確なメッセージを発信し、大きなインパクトでより大きな官民連携体制を構築しながら取組みを進めるため、利活用の社会実験を実施した。

【参考:御堂筋将来ビジョン】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000464479.html>

御堂筋は 2027 年に完成 90 周年を迎えることから、2025 年度事業のレガシーを踏まえ、将来ビジョンの実現に向けて、人中心の御堂筋がもたらす価値として、美しい都市景観、イチョウを基調としたみどり、市民とともに大阪のまちの発展に取り組んできた歴史を継承し、多様な人々にとって居心地良く豊かさを感じながら滞在・回遊できる、みどりあふれる憩いとゆとりのある人中心の空間へと再編を行うことにより、御堂筋及び周辺エリアを ①人の豊かさ:市民が健康でいきいきとした豊かさを感じることができる ②イノベーション:新たな活動や交流によりイノベーションが起きる ③持続可能:地域・民間の創意によるまちの活性化・良質な空間を維持する取組みが自律的かつ持続的に進むエリアとすることをめざしていく必要がある。この人中心の御堂筋に必要な観点として、都市政策(土地利用、景観)、交通政策、安全性、みどり・環境、地域コミュニティ、健康、防災、多様性、ブランド力、経済影響の 10 の観点が考えられる。この考え方をもとに、一時的な賑わい創出のためのイベントではなく、更なる人中心の道路空間再編整備及び持続可能な官民連携体制の構築を推進するため、本業務では、御堂筋完成 90 周年記念事業(以下「90 周年事業」という。)として各取組みを企画立案し、実行するために必要となる各種支援等を行うものとする。

3) 業務内容

本提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書を参照すること。

90 周年事業全体の方針、テーマ、各エリアのコンセプト、そのコンセプトに基づき実施する各コンテンツの考え

方の立案・検証のほか、①計画準備、②企画立案、③連携支援、④協賛企画支援、⑤運営計画・実施等支援、⑥広報計画・実施等、⑦保安警備・誘導警備、⑧90周年事業記録集の作成、⑨90周年事業後を見据えた取組み検討

4)技術の提案

本業務においては、次の点について幅広い知識や経験が必要となるため、提案を受けた上で業務を進めるものとする。詳細は様式-8のとおりとする。

・御堂筋が将来ビジョンに基づき今後世界に誇れるシンボルストリートとなるためには、人中心の道路空間の再編を進めるとともに、広がった歩道等の道路空間においてゆとりと賑わいある高質な日常空間づくりや、定期的な大規模イベント開催により御堂筋でしか体験できない価値を創出し地域・市民・沿道企業の方々や来街者が誇りに思う非日常的な空間づくりを進め、これらの取組みを持続的、発展的に実施できる公民連携の体制を構築していく必要があります。

御堂筋完成 90 周年事業で実施する大規模イベントは、上記の御堂筋のブランド価値向上と公民連携体制構築の推進を図る取組みであるとともに、側道閉鎖や本線の規制による更なる人中心の空間再編の可視化社会実験も兼ねたものを想定しており、将来ビジョン実現に向けた大変重要なステップになると考えています。

このことを踏まえ、御堂筋完成 90 周年を迎える 2027 年 5 月のパースデー企画とその前後の 2026 年 11 月、2027 年 11 月に予定している大規模イベントの総合的な企画策定までのプロセスを提案するとともに、そのプロセスやイベント運営における工夫点や留意点を具体的に列挙し、留意点については、その対応プロセスについても述べてください。また、これら一連の取組みの効果が最大化となる手法等についても具体的に述べてください。

なお、提案にあたっては、2025 年度に実施した「みちの未来体験 EXPO」の取組みを踏まえるとともに、御堂筋沿線の様々な地域特性や御堂筋がもたらす価値(人の豊かさ、イノベーション、持続可能など)、周年事業化が見込めるテーマの設定、地域連携や市民参加が図られるイベント内容などを考慮した提案としてください。

・上記の御堂筋の道路空間の再編や御堂筋でしか体験できない価値創出、公民連携体制の構築といった御堂筋の取組みを持続的、発展的に実施していくためには様々な主体との協働や安定的な財源の確保が必要であり、これらを推進していくにあたっては、①様々な収益確保策の検討と実践、②御堂筋の価値や将来性に共感し御堂筋の未来を共に創る企業、団体、個人の「(仮称)御堂筋チャレンジパートナー」の獲得、③当該取組みを効果的に発信する広報戦略の立案とそれに基づく情報発信を行っていく必要があります。

このことを踏まえ、御堂筋完成 90 周年事業に合わせて上記①～③の各取組みの実施プロセスを提案するとともに、それらを実施していく上での工夫点や留意点を具体的に列挙し、留意点については、その対応プロセスについても述べてください。また、これら一連の取組みの効果が最大化となる手法等についても具体的に述べてください。

なお、上記①～③以外にも実施可能な取組みがあれば、同様に取組みのプロセス等について提案をしてください。

5)業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和 10 年3月31日

6)成果品

成果品は次のとおりとする。

- ①報告書(紙ベースA4判パイプ式ファイル) 1部
- ②各種作成電子データ(CD-R) 2部(容量に応じてDVD-Rも可能とする。)

7)その他

本業務の特記仕様書(案)は、別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。(大阪市HP→組織から探す→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件(御堂筋完成90周年記念事業運営連携支援等業務委託))

3. 提案書の提出者に必要とされる要件

- 1)単体企業または共同企業体により応募すること。入札参加表明時において、提案書の提出者(単体企業または共同企業体)に必要とされる要件は以下のとおりである。

(単体企業に関する条件)

- ①平成27年度以降に、行政機関が発注した催事企画運営に関する業務の契約及び履行した実績を有していること。
- ②令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に種目「04:映画等制作・広告・催事・印刷、03:催事、01:総合イベント」に登録していること。
- ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ⑤大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ⑥大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(共同企業体の構成員に関する条件)

共同企業体の構成員は以下の要件を全て満たすこと。

(ア)構成員全ての事業者が上記「単体企業に関する条件」の③～⑥の要件を全て満たすこと。

※①、②の要件については、代表者のみに適用する。

(イ)業務委託特別共同企業体結成届(様式-5)および業務委託特別共同企業体協定書(参考様式)の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で入札に参加することはできない。

(ウ)共同企業体の代表者は出資比率が構成員中最大であること。

- 2)配置予定の業務責任者に対する要件は、以下のとおりとする。

①配置予定の業務責任者の業務実績

- 1.平成27年度以降に、下記に関する業務の完了実績を有すること。
・催事企画運営業務
- 2.参加表明者と直接雇用関係を有すること。(共同企業体により参加する場合は、代表者と直接雇用関係を有すること。)

4. 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和8年3月23日(月)17時30分までに、大阪市建設局企画部企画課(道路空間再編担当)まで①～④を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑤⑥も提出すること。

- ①参加表明書(様式-1)
- ②業務実施体制書(様式-2)
- ③配置予定の業務責任者の経歴書(様式-3)
- ④配置予定の業務責任者の業務実績書(様式-4)
- ⑤業務委託特別共同企業体結成届(様式-5)
- ⑥業務委託特別共同企業体協定書(参考様式)

2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式-1～5(A4判)に示されるとおりとする。なお文字サイズは10ポイント以上とする。

3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・本業務を履行する上で必要な業務実施体制を確保するとともに、業務全体を総括し、本市監督職員と常に円滑に連絡調整を行うことができる業務責任者を設置すること。また、業務責任者は、参加表明者と直接雇用関係を有すること。・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 <ul style="list-style-type: none">① 共同企業体は、各構成員が優れた能力を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。② 各構成員は、実施する分担業務に応じて1名以上の担当者を配置すること。③ 業務責任者は、代表者と直接的な雇用関係を有する者とする。④ 1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 <ul style="list-style-type: none">・他の事業者や団体に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由(企業的能力等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。・記載様式は様式-2とする。※本業務の主たる部分とは、総合的プロモーション実施をいう。(以下同様)
配置予定の業務責任者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の業務責任者について、経歴等を記載する。・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。・記載様式は様式-3とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の業務責任者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
配置予定の業務責任者の業務等実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の業務責任者が過去に従事した業務等の実績について1件毎に記載する。なお、記載する業務は令和6年度までに完了した業務とすること。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・企業等が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載する様式は様式-4とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

①提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため、持参することとする。

②提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM 棟6階

大阪市建設局企画部企画課(道路空間再編担当)

③提出期限

令和8年3月23日(月)17時30分

受付時間は上記期限までの本市の休日を除く9時～17時30分(ただし、12時15分～13時は除く)

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

①質問は、書面(書式自由、A4判とする)により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM 棟6階

大阪市建設局企画部企画課(道路空間再編担当)

TEL 06-6615-6786

eメールアドレス: la0198@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。

受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和8年3月12日(木)17時30分(必着)

持参する場合、受付時間は上記期間の本市の休日を除く9時～17時30分(ただし、12時15分～13時は除く)

②質問に対する回答は、令和8年3月16日(月)より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 提案書の提出者の選定

提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

① 提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

② 提案書提出者の選定結果の通知

提案書の提出者の選定結果は、令和8年3月下旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日(休日を含めない)以内に、書面(様式自由、A4版とする)にて非選定理由について説明を求められることが出来る。ただし説明請求は持参とし、文面もしくは電子メールにて回答するものとする。

① 提出先 4.4)に同じ

② 受付時間 本市の休日を除く9時～17時30分(ただし、12時15分～13時は除く)

5. 提案書の特定

1) 提案書の作成

本市より提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

なお、提案内容については、本業務で実現可能なものに限ることとする。

2) 提案書の作成方法

提案書は様式-6～9(A4版)とし、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、提案書(様式-6を除く)に社名、社印、ロゴマークなど提出者を特定できる情報を入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・手順・スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施方針、手順、スケジュールについて簡潔に記載する。・上記の記載にあたっては、各都市意向、メインストリートを取巻く状況を踏まえ参加都市間の活発な議論や交流を図ることに留意した内容とすること。・記載様式は様式-7とする。(A4判片面1枚)
特定テーマに対する提案	<ul style="list-style-type: none">・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。・記載にあたり、概念図、出展の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。・記載様式は様式-8とし、テーマ毎にA4判片面10枚以内に記載する。・提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、提案書にその旨を記載する。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提出要請書に対する意見、業務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・記載様式は様式-9とし、A4判片面1枚以内に記載する。
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。 ・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。 ・記載様式は特に定めない。

4)業務規模

業務規模の上限を総額5億2,000万円(消費税及び地方消費税込み)とする。

【各年度の上限額】

令和8年度 1億7,000万円

令和9年度 3億5,000万円

※ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の上限額を変更する場合がある。

※この上限額をふまえ、事業効果の最大化の観点から事業内容を検討し、各特定テーマを含め提案を行ってください。

5)作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6)提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7)提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

①提出方法 :2部を持参

②提出先 :4.4)に同じ

③提出期限 :令和8年4月14日(火)17時30分 必着

受付時間は上記期限までの本市の休日を除く9時~17時30分(ただし、12時15分~13時は除く)

8)提案書を特定するための評価基準

提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式-6~9を併せて審査を行う。

なお、合計点が最も高い者が2者以上(同点)の場合については、以下の順に従い選定する。

(ア)「特定テーマ1に対する技術提案」の得点が最も高い者

(イ)前号の得点が同じ場合は、「特定テーマ2に対する技術提案」の得点が最も高い者

(ウ)前号の得点が同じ場合は、「実施方針・手順・スケジュール等」の得点が最も高い者

(エ)前号の得点が同じ場合は、見積価格が最も低い者

9)ヒアリング

提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

①ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。

②ヒアリング時の追加資料は受理しない。

10)提案書に関する質問の受付および回答

①質問は、書面(書式自由、A4判とする)により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM 棟6階

大阪市建設局企画部企画課(道路空間再編担当)

TEL 06-6615-6786

e メールアドレス:la0198@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和8年4月1日(水)17時30分(必着)

持参する場合、受付時間は上記期間の本市の休日を除く9時~17時30分(ただし、12時15分~13時は除く)

②質問に対する回答は、令和8年4月3日(金)より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

11)提案書の特定について

①提出された提案書の中から、8)により最も優れた提案書を特定することとしているが、提案書のうち提案内容に関する評価点(実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計)の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、提案書の特定は行わない。

②提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和8年4月下旬に参加者に通知する。

③提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

12)非特定理由に関する事項

①提出した提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を通知する。

②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により非特定理由について説明を求められることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。

③上記②の回答は、説明を求められる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に、書面もしくは、電子メールにて回答するものとする。

④非特定理由の説明書請求の提出先及び受付時間は以下のとおりである。

I. 提出先: 4.4)の提出場所に同じ

II. 受付日時: 本市の休日を除く9時~17時30分(ただし、12時15分~13時は除く)

6. その他の留意事項

1)参加表明書及びその他必要書類、提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

- 2)参加表明書及びその他必要書類、提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3)参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る参加停止を受けた場合は、提出された提案書を無効とする。
- 4)参加表明書及び提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。
- 5)提出された参加表明書及びその他必要書類、提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類、提案書は提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
提案は、その提案内容が工業所有権等の排他的権利による制約がないものである場合は、本市は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、工業所有権等とは、工業所有権(特許、実用新案、意匠、商標)及び著作権等の知的財産権とする。
- 6)提出された参加表明書及びその他必要書類、提案書については、公開請求の対象としない。
- 7)提案書提出後において、原則として提案書(参加表明時の提出書類での記載を含む)に記載された内容の変更を認めない。ただし、提出された資料の内容確認のために、補足資料の提出を求める場合がある。
また、提案書に記載した業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8)提出書類について、不鮮明である場合は、鮮明な電子データ(PDF等)の提供を求める場合がある。
- 9)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 10)提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員と、直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはいけない。
- 11)提案書特定の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 12)契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 13)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式-10)を提出すること。
- 14)契約締結後、提案書に記載した内容については、原則履行しなくてはならない。ただし、監督職員から別途指示がある場合は除く。
- 15)本プロポーザルに係る契約の締結については、令和8年度大阪市予算成立を条件とする。予算が成立せずに契約締結を行わない場合に、実施事業予定者において損害が生じても、その損害について本市は一切負担しない。

参加表明に必要な提出書類一覧

	書類名	必須	確認
1	参加表明書(様式-1)	○	
2	業務実施体制書(様式-2)	○	
3	配置予定の業務責任者の経歴書(様式-3)	○	
4	配置予定の業務責任者の業務実績書(様式-4)	○	
5-1	業務委託特別共同企業体結成届(様式-5)		
5-2	業務委託特別共同企業体協定書(参考様式)		
6	入札参加資格、業務実績を証明できる書類	○	

提案書提出に必要な書類一覧

	書類名	必須	確認
1	提案書(鏡)(様式-6)	○	
2	業務実施計画書(様式-7)	○	
3	特定テーマに対する提案書(様式-8)	○	
4	その他(様式-9)		
5	辞退届(様式-10)		
6	見積書	○	

資格審査基準

(御堂筋完成90周年記念事業連携運営支援等業務委託)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

審査項目	審査の着眼点	審査基準	備考
参加表明書の経験及び能力	過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に、行政機関が発注した催事企画運営に関する業務の契約及び履行した実績を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が実績を有していること。)	
		<p>以下の要件を満たす法人とする。</p> <p>①令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に種目「04:映画等制作・広告・催事・印刷、03:催事、01:総合イベント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が登録していること。)</p> <p>②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>③大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。</p> <p>④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。</p> <p>⑤大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。</p> <p>共同企業体により参加する場合は、共同企業体の構成員は以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(ア)構成員全ての事業者が上記②～⑤の要件を全て満たすこと。 ※①の要件については、代表者のみに適用する。</p> <p>(イ)構成員は他に構成する共同企業体または単体で入札に参加することはできない。</p> <p>(ウ)代表者は出資比率が構成員中最大であること。</p>	
配置 経 験 す る 及 業 務 能 力 責 任 者 の	過去の業務実績	<p>以下の要件を満たす者とする。</p> <p>①平成27年度以降に、下記に関する業務の完了実績を有すること。 ・催事企画運営業務</p> <p>②参加表明者と直接雇用関係を有すること。(共同企業体により参加する場合は、代表者と直接雇用関係を有すること。)</p>	
	業務実施体制の 妥当性	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 <p>※本業務の主たる部分とは、総合的なプロモーション実施をいう。</p>	

(1)評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑩の項目毎に、A、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

- A の場合は、配点×5／5点 B の場合は、配点×3／5点 C の場合は0点
 A' の場合は、配点×4／5点 B' の場合は、配点×2／5点

特定テーマ1	<p>御堂筋が将来ビジョンに基づき今後世界に誇れるシンボルストリートとなるためには、人中心の道路空間の再編を進めるとともに、広がった歩道等の道路空間においてゆとりと賑わいある高質な日常空間づくりや、定期的な大規模イベント開催により御堂筋でしか体験できない価値を創出し地域・市民・沿道企業の方々や来街者が誇りに思う非日常的な空間づくりを進め、これらの取組みを持続的、発展的に実施できる公民連携の体制を構築していく必要があります。</p> <p>御堂筋完成90周年事業で実施する大規模イベントは、上記の御堂筋のブランド価値向上と公民連携体制構築の推進を図る取組みであるとともに、側道閉鎖や本線の規制による更なる人中心の空間再編の可視化社会実験も兼ねたものを想定しており、将来ビジョン実現に向けた大変重要なステップになると考えています。</p> <p>このことを踏まえ、御堂筋完成90周年を迎える2027年5月のバスデー企画とその前後の2026年11月、2027年11月に予定している大規模イベントの総合的な企画策定までのプロセスを提案するとともに、そのプロセスやイベント運営における工夫点や留意点を具体的に列挙し、留意点については、その対応プロセスについても述べてください。また、これら一連の取組みの効果が最大化となる手法等についても具体的に述べてください。</p> <p>なお、提案にあたっては、2025年度に実施した「みちの未来体験EXPO」の取組みを踏まえるとともに、御堂筋沿線の様々な地域特性や御堂筋がもたらす価値(人の豊かさ、イノベーション、持続可能など)、周年事業化が見込めるテーマの設定、地域連携や市民参加が図られるイベント内容などを考慮した提案としてください。</p>
特定テーマ2	<p>特定テーマ1に記載する、道路空間の再編や御堂筋でしか体験できない価値創出、公民連携体制の構築といった御堂筋の取組みを持続的、発展的に実施していくためには様々な主体との協働や安定的な財源の確保が必要であり、これらを推進していくにあたっては、①様々な収益確保策の検討と実践、②御堂筋の価値や将来性に共感し御堂筋の未来を共に創る企業、団体、個人の「(仮称)御堂筋チャレンジパートナー」の獲得、③当該取組みを効果的に発信する広報戦略の立案とそれに基づく情報発信を行っていく必要があります。</p> <p>このことを踏まえ、御堂筋完成90周年事業に合わせて上記①～③の各取組みの実施プロセスを提案するとともに、それらを実施していく上での工夫点や留意点を具体的に列挙し、留意点については、その対応プロセスについても述べてください。また、これら一連の取組みの効果が最大化となる手法等についても具体的に述べてください。</p> <p>なお、上記①～③以外にも実施可能な取組みがあれば、同様に取組みのプロセス等について提案をしてください。</p>

(評価シート及び評価例)

評価項目	評価の着眼点	配点			評価(例)	評価(例)の換算計算	評価点(例)			備考	
		項目別	複数時配分	項目別配分			項目別配分	複数時配分	項目別		
実施方針・手順・スケジュール等	業務理解度		5	5	A	5×5/5	5.00	5.00	22.00	①	
	業務の実施手順・実施体制	実施手順の妥当性			5	A	5×5/5	5.00	11.00	22.00	②
		業務量把握、実施体制の妥当性	30	15	10	B	10×3/5	6.00		③	
	その他	独自提案に対する評価		10	10	B	10×3/5	6.00	6.00	④	

特定テーマ1 技術提案	的確性	目的を理解し、 提案内容に反映されているか。	40	10	10	A	10×5/5	10.00	10.00	34.00	⑤
	実現性	提案内容に説得力があるか。		15	15	A	15×5/5	15.00	15.00		⑥
	独創性	提案内容に独創的な工夫が されているか。		15	15	B	15×3/5	9.00	9.00		⑦
特定テーマ2 技術提案	的確性	目的を理解し、 提案内容に反映されているか。	30	10	10	A	10×5/5	10.00	10.00	26.00	⑧
	実現性	提案内容に説得力があるか。		10	10	A	10×5/5	10.00	10.00		⑨
	独創性	提案内容に独創的な工夫が されているか。		10	10	B	10×3/5	6.00	6.00		⑩
合計(100点満点)			100					82.00			

(2)提案内容評価基準(案)

【別紙B】

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		A	A'	B	B'	C	備考	
実施方針・実施手順など	業務の理解度	目的、条件、内容の理解が優れている。	-	目的、条件、内容の理解が十分である。	-	目的、条件、内容の理解が不十分である。	①	
	業務の実施手順・実施体制	実施手順の妥当性	実施手順が妥当であり、優れている。	-	実施手順が概ね妥当である。	-	実施手順が不十分である。	②
		業務量把握、人員配置の妥当性	業務量の把握、各業務の人員配置が妥当である。	-	業務量の把握、各業務の人員配置が概ね妥当である。	-	業務量の把握、各業務の人員配置が十分とは言えない。	③
	その他	独自提案に対する評価	業務成果を高める提案であり、実現性がある。	-	業務成果を高める提案である。	-	一般的な提案内容である。	④
特定テーマ1に対する提案	的確性	目的を理解し、提案内容に反映されているか。	着目点が適切であり、提案内容が特に優れている。	着目点が適切であり、提案内容が優れている。	着目点が概ね適切であり、提案内容に反映されている。	-	着目点が適切でなく、理解が不十分である。	⑤
	実現性	提案内容に説得力があるか。	具体的であり、留意点及び解決方法が示され、特に説得力のある提案である。	具体的であり、留意点が示され、説得力のある提案である。	具体的に示されており、提案としては十分である。	具体性に乏しい提案である。	具体性を欠くなど、提案としては不十分である。	⑥
	独創性	提案内容に独創的な工夫がされているか。	企画内容に創意工夫された提案がある。(4つ以上)	企画内容に創意工夫された提案がある。(3つ)	企画内容に創意工夫された提案がある。(2つ)	企画内容に創意工夫された提案がある。(1つ)	一般的な提案内容である。	⑦
特定テーマ2に対する提案	的確性	目的を理解し、提案内容に反映されているか。	着目点が適切であり、提案内容が特に優れている。	着目点が適切であり、提案内容が優れている。	着目点が概ね適切であり、提案内容に反映されている。	-	着目点が適切でなく、理解が不十分である。	⑧
	実現性	提案内容に説得力があるか。	具体的であり、留意点及び解決方法が示され、特に説得力のある提案である。	具体的であり、留意点が示され、説得力のある提案である。	具体的に示されており、提案としては十分である。	具体性に乏しい提案である。	具体性を欠くなど、提案としては不十分である。	⑨
	独創性	提案内容に独創的な工夫がされているか。	企画内容に創意工夫された提案がある。(4つ以上)	企画内容に創意工夫された提案がある。(3つ)	企画内容に創意工夫された提案がある。(2つ)	企画内容に創意工夫された提案がある。(1つ)	一般的な提案内容である。	⑩

参加表明書

業務の名称 御堂筋完成 90 周年記念事業運営連携支援等業務委託
履行の期限 契約日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日

標記業務の提案書に基づく選定の参加について、関心がありますので資料を提出します。

令和 年 月 日

大阪市建設局企画部道路空間再編担当課長 様

提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者
作成者) 担当部署
氏 名
TEL
F A X
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること)

住 所：共同体事務所の所在地
電話番号：共同体事務所の電話番号
F A X：共同体事務所の F A X
会 社 名：△△・□□設計共同体
代 表 者：△△(株) 役職名 氏名
□□(株) 役職名 氏名

・業務実施体制書

	氏名	所属・役職	担当する分担業務の内容
業務責任者			
担当者①			
担当者②			

注1：氏名にはふりがなをふること。

注2：所属・役職については、提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

分担業務の内容	備考

注1：共同企業体により業務を実施する場合は、備考欄に共同企業体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注2：他の事業者等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先または協力先、その理由（企業の能力等）を記載すること。

ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。（主たる部分は、総合的なプロモーション実施をいう。）

注3：上記の注1、注2に該当しない場合は「該当なし」と記載すること。

・配置予定の業務責任者の経歴書

業務責任者の経歴

ふりがな ① 氏名	② 生年月日		
③ 所属・役職			
④ 保有資格等			
⑤業務等経歴			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間

注1：資格を証する書面の写しを添付すること。

注2：配置予定の業務責任者が所属する組織と直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

令和 年 月 日

業務委託特別共同企業体結成届

大阪市建設局 様

共同企業体の名称

〇〇・〇〇特別共同企業体

構成員（代表者）住所

会社名

代表者

構成員

住所

会社名

代表者

この度、下記業務を受託するため、特別共同企業体を結成しましたので、業務委託特別共同企業体協定書の写しを添えて結成届を提出します。なお、この届および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

1. 業務名 御堂筋完成 90 周年記念事業運営連携支援等業務委託

提案書

業務の名称 御堂筋完成 90 周年記念事業運営連携支援等業務委託

履行の期限 契約日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

標記業務の提案書に関する資料を提出します。

令和 年 月 日

大阪市建設局企画部道路空間再編担当課長 様

提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者
作成者) 担当部署
氏 名
TEL
FAX
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること)

住 所：共同体事務所の所在地
電話番号：共同体事務所の電話番号
F A X：共同体事務所の F A X
会社名：〇〇業務 △△・□□共同体
代表者：△△(株) 役職名 氏名
□□(株) 役職名 氏名

特定テーマに対する提案

特定テーマ1

御堂筋が将来ビジョンに基づき今後世界に誇れるシンボルストリートとなるためには、人中心の道路空間の再編を進めるとともに、広がった歩道等の道路空間においてゆとりと賑わいある高質な日常空間づくりや、定期的な大規模イベント開催により御堂筋でしか体験できない価値を創出し地域・市民・沿道企業の方々や来街者が誇りに思う非日常的な空間づくりを進め、これらの取組みを持続的、発展的に実施できる公民連携の体制を構築していく必要があります。

御堂筋完成 90 周年事業で実施する大規模イベントは、上記の御堂筋のブランド価値向上と公民連携体制構築の推進を図る取組みであるとともに、側道閉鎖や本線の規制による更なる人中心の空間再編の可視化社会実験も兼ねたものを想定しており、将来ビジョン実現に向けた大変重要なステップになると考えています。

このことを踏まえ、御堂筋完成 90 周年を迎える 2027 年 5 月のバースデー企画とその前後の 2026 年 11 月、2027 年 11 月に予定している大規模イベントの総合的な企画策定までのプロセスを提案するとともに、そのプロセスやイベント運営における工夫点や留意点を具体的に列挙し、留意点については、その対応プロセスについても述べてください。また、これら一連の取組みの効果が最大化となる手法等についても具体的に述べてください。

なお、提案にあたっては、2025 年度に実施した「みちの未来体験 EXPO」の取組みを踏まえるとともに、御堂筋沿線の様々な地域特性や御堂筋がもたらす価値（人の豊かさ、イノベーション、持続可能など）、周年事業化が見込めるテーマの設定、地域連携や市民参加が図られるイベント内容などを考慮した提案としてください。

特定テーマに対する提案

特定テーマ2

特定テーマ1に記載する、道路空間の再編や御堂筋でしか体験できない価値創出、公民連携体制の構築といった御堂筋の取組みを持続的、発展的に実施していくためには様々な主体との協働や安定的な財源の確保が必要であり、これらを推進していくにあたっては、①様々な収益確保策の検討と実践、②御堂筋の価値や将来性に共感し御堂筋の未来を共に創る企業、団体、個人の「(仮称)御堂筋チャレンジパートナー」の獲得、③当該取組みを効果的に発信する広報戦略の立案とそれに基づく情報発信を行っていく必要があります。

このことを踏まえ、御堂筋完成 90 周年事業に合わせて上記①～③の各取組みの実施プロセスを提案するとともに、それらを実施していく上での工夫点や留意点を具体的に列挙し、留意点については、その対応プロセスについても述べてください。また、これら一連の取組みの効果が最大化となる手法等についても具体的に述べてください。

なお、上記①～③以外にも実施可能な取組みがあれば、同様に取組みのプロセス等について提案をしてください。

辞退届

業務の名称 御堂筋完成 90 周年記念事業運営連携支援等業務委託

履行期限 契約日～令和 10 年 3 月 31 日

表記業務について、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで参加表明書を提出しましたが、下記理由により提案書の提出を辞退します。

(辞退理由)

のため。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市建設局企画部道路空間再編担当課長 様

提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者

作成者) 担当部署
氏 名
電話番号
FAX 番号
e-mail

業務委託特別共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「○○業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、○○業務の委託契約の履行後○カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) ○の部分には、例えば3と記入する。

- 2 ○○業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該○○業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産または解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合には、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産または解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

業務委託特別共同企業体協定書第8条に基づく協定書

大阪市発注に係る御堂筋完成 90 周年記念事業運営連携支援等業務委託については、業務委託特別共同企業体協定書第 8 条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇